

国交省が淀川水系のダムにつき、一定の結論を出した由。近畿地整に伝えて下さい。

残り3ダムのうち水資源機構が建設中の丹生ダム（滋賀県余呉町）は治水面での機能に限定する形で計画を縮小して継続する。治水面での機能に限定するなら水資源開発促進法に基づく水機構ダムとしてはいったんは「白紙撤回」するべきです。そのところを曖昧にして「継続」なんて論理的に言ってもひどい！

同じく水資源機構の川上ダム（三重県伊賀町）は利水機能の一部を残すとともに、治水ダムとして建設する。同じく「利水機能の一部を残しても」水資源開発促進法に基づく水機構ダムとしては不適切です。丹生ダム・川上ダムが治水ダムとして有効かどうかの議論以前に、水資源開発促進法に基づくダムとしては「中止」するのが、法律による行政というものです。河川局よ、お前もか「法治国家」としての体をなしていないことに私は怒っている！！

徳山ダム建設中止を求める会・事務局

<http://tokuyama-dam.cside.com>

近藤ゆり子

k-yuriko@octn.jp